

埼玉県知事 上田清司様
埼玉県教育長 関根郁夫様

市町村の条例化と「事業計画」づくりに向けて 「埼玉県の学童保育の最低基準」を求める陳情書

陳情団体 埼玉県学童保育連絡協議会
会長 長倉 香

(住所) さいたま市大宮区桜木町4-147-1

【陳情趣旨】

(1) 学童保育の施策について

2015年度から本格施行を迎える「子ども・子育て支援新制度」では、学童保育（放課後児童クラブ）については、対象児童は6年生までに拡大し、国が策定する省令にもとづいて指導員の資格や人員配置等について市町村が条例化を図ります。同時に市町村は、新制度にかかわる諸施策について「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになります。

埼玉県は1973年に単独事業として「常勤の指導員2名を配置する人件費補助制度」を誕生させ、市町村の学童保育づくりを奨励し予算的にも支えてきました。また2004年3月、全国に先駆けて県内の学童保育のあるべき姿を提示した「放課後児童クラブ運営基準」（「運営基準」）を策定しました。これは県内のみならず日本の学童保育施策前進に大きく寄与したと評価します。

「新制度」スタートを前にして、県内すべての学童保育を保障していく最低基準（「埼玉県放課後児童クラブ最低基準」）を明らかにし、それに伴う財政予算化や、市町村の条例づくりへの支援を進めていくことが必要だと考えました。そこで私たちは、「私たちが求める埼玉県の放課後児童クラブの最低基準（案）」を提案します。

これを参考に、「運営基準」を発展させて各市町村の条例化や「事業計画」づくりを指導するよう要望します。併せて、「埼玉県最低基準」を実現するために必要な予算措置をしっかりと実現していくことを求めます。

(2) 障害児の放課後に関わる施策について

障害児学童保育（特別支援学校放課後児童対策事業）は、障害のある学齢期（小学～高校）の子どもたちを対象にした、県単独の学童保育施策です。その中で、2012年4月から、国の制度として学齢児の放課後及び長期休暇中の放課後対策である「放課後等デイサービス」がスタートしました。埼玉にとっては、現在の制度との整合性が問題となります。

私たちは、移行するにしてもしないにしても、これまで障害児学童保育が子どもたちの生活の中で大事にしてきたことは何かを明らかにすることが重要であると考えます。

私たちは、程度の違いはあっても、障害を持つ子どもたちの放課後生活が豊かにつくられることを心より臨んでいます。

以上の趣旨をご理解いただき、2014年度県予算編成において下記の諸事項を実現していただきますようお願い申し上げます。

【署名送付先】 ☎330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1 埼玉県学童保育連絡協議会

【× 切】 第1次=11月19日 第2次=12月末 第3次=1月15日

